

「遺言書の基礎知識」

＜3. 公正証書遺言の作成に関して＞

a. 公正証書遺言の作成に必要なモノ

○必要な物

公正証書遺言を作成するには、以下の物が必要です。

- ①ご自身の印鑑証明書
 - ②ご自身の実印
 - ③自分との関係がわかる戸籍謄本
→財産を相続人へ与える旨の遺言をする場合に必要です
 - ④財産を与える人の住民票
→財産を相続人以外へ与える旨の遺言をする場合に必要です
 - ⑤登記簿謄本（登記事項証明書）、固定資産税評価証明書
→遺言書に不動産が記載される場合に必要です
 - ⑥預金通帳等のコピー（金融機関名、支店名、口座番号の確認用）
→遺言書に預金口座を指定して記載する場合に必要です
 - ⑦証人2名
→証人は、印鑑と本人確認書類（運転免許証等）が必要です
 - ⑧公証人へ支払う手数料
→詳細は、「b. 公証役場へ支払う手数料」をご参照ください
- ※その他
→その他、公証人が指定する書類が必要となります。

○補足

以下の方は、証人になる事が出来ません。（民法第九百七十四条）

- ①未成年者
- ②推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
- ③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人